

博士学位論文

(内容の要旨及び論文審査の結果の要旨)

Kentaro Matsuzaki

氏名 松崎 堅太郎
学位の種類 博士 (経営情報科学)
学位記番号 博 甲 第 23 号
学位授与 平成 29 年 2 月 20 日
学位授与条件 学位規定第 3 条第 3 項該当
論文題目 中小企業の会計の信頼性向上と金融機関の融資姿勢の変化に関する研究
論文審査委員 (主査) 教授 岡崎 一浩¹
(審査委員) 教授 野村 重信¹ 教授 坂本 孝司¹

論文内容の要旨

中小企業の会計の信頼性向上と金融機関の融資姿勢の変化に関する研究

本研究は、その全体背景として、「中小企業の会計に関する職業会計人(税理士および公認会計士をいう)の信頼性付与の方向性とは、いかなる方向によるべきであるか」という視点のもと、わが国において、中小企業の財務諸表に対して、職業会計人が信頼性の付与を行なうことで、中小企業と金融機関の信頼関係構築をいかに行っていくべきか、という点に関し、理論および実証の両面において明らかにしたものである。

第 1 章、「序論」においては、わが国の中小企業の資金調達には、直接金融中心の上場企業と異なり、ほぼ全てが金融機関による間接金融で賄われている現状をふまえ、中小企業融資実行における大きな阻害要因のひとつが中小企業の決算書の信頼性にある点を指摘し、財務諸表の信頼性を担保するためには、①中小企業向けの適正な会計基準と、②中小企業の身の丈に合った、第三者による保証業務が両輪で機能しなければならないという問題提起を行っている。そのうえで、問題提起に関する答えとして、本研究は、①わが国の中小企業会計の発展の経緯と中小企業金融における関係、②中小企業の会計に関する職業会計人の信頼性付与の方向性、③中小企業会計が金融機関との関係に及ぼす実証的検証の 3 つの視点から、次章以降において、検討を行うことで明らかになることを示している。

第 2 章、「諸外国における中小企業の会計を取り巻く問題

1 愛知工業大学 経営学部 経営学科 (豊田市)

提起」においては、英国(ICAEW)が発表した研究報告書を主軸に、米国、国際会計基準審議会(IASB)、欧州会計士連盟(FEE)における中小企業会計とそれを取り巻く諸問題を比較することで、わが国における問題点との共通点と異動点を示すことで、わが国における中小企業会計制度、ならびに会計制度の信頼性を担保する監査・保証制度に関する問題点を明らかにしている。

第 3 章、「中小企業における会計と金融の関係性」では、金融機関が作成する実態財務諸表と中小企業の会計との関係、および期中管理(月次決算・予実管理)を活用した信頼性向上が中小企業に及ぼす効果を中心に、我が国の中小企業の会計が当初より資金調達という点を重視して構築されてきたこと、および中小企業の決算書が金融機関の審査においてどのように利用されているかを明らかにすることで、中小企業経営者と金融機関の関係性を中心に、あるべき中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性を明らかにしている。

第 4 章、「TKC の BAST データを題材とした中小企業会計の導入による効果の検証」では、わが国最大の税理士・公認会計士の任意団体である TKC 全国会(会員数約 1 万名)を対象として、中小企業会計の導入が、中小企業の財務諸表に対し、実際にどのような効果をもたらしているのかを、中小企業会計の最大のユーザーである金融機関の視点を想定し、検証した。その結果、中小企業会計の導入は、金利と保証料率の低下をもたらす一方、有利子負債残高については、正しい中小企業の会計ルールを採用しているか否かに統計的な差

異は認められず、中小企業会計の導入は、金融機関からの資金調達を金額及び、金利・保証料すべての面において、有利に進めていることが判明した。

第5章、「金融庁の「事業性評価」と中小企業会計の関わり」では、金融庁が提唱する「事業性評価」に基づく融資には、「財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく」との記載があり、中小企業の財務・会計を軽視しているとも取れる表現が入っているものの、金融機関の融資審査の現場においては、事業性評価による融資が推進されるとしても、現在も、そしてこれからも、信頼性ある財務情報は極めて重要な情報として取り扱われることに変わりはなく、中小企業は、この流れに対応する形で、中期経営計画の作成、過重な負担とならないレベルの定性情報の金融機関への提供を行ない、金融機関との関係性を高めていく必要性に関し、事業性評価モデルの実例分析を通じて検証した。

第6章、「わが国の中小企業の財務諸表に対する信頼性確保の検討経緯」においては、わが国における中小企業に対する監査制度導入の歴史的経緯とその背景、また公認会計士による会計監査以外の、税理士が実施している書面添付制度や会社法に規定する会計参与制度にも触れ、わが国の中小企業においても、中小企業経営者のニーズと国際的動向をふまえ、米国等の実務において代表されるような、コンピレーションによる財務諸表の信用力向上の方策を検討すべき時期に来ており、今後、わが国固有の制度として、コンピレーションに関する新たな業務基準や実務指針等の整備を行ない、職業会計人が中小企業の財務諸表の作成に関与することで財務諸表の信頼性を付与していく方策が必要であるとの結論を示している。

第7章、「米国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与」においては、わが国における監査以外の保証領域に対する公認会計士の業務領域の拡大の可能性に関し、米国における、最新の会計とレビューサービス基準書第21号を題材として、レビュー、コンピレーションに加えて新たに示された、プレパレーション業務の内容を検討することにより、公認会計士が提供する会計関連サービスをいかに展開していくべきか、米国を事例として、その方向性を検討した。

第8章、「IFAC（国際会計士連盟）ISRS4410の概要とわが国への適用可能性」においては、IFACが2012年3月に公表した、国際関連サービス基準第4410号（改訂）の内容とその制度的背景、米国におけるSSARSとの異同点を明らかにするとともに、今後想定されるわが国への適用可能性を検討し、わが国における基準化の必要性は、職業会計士の法的防衛の必要性と、国際的な基準化への対応という点に集約されることを明らかにしている。

第9章、「「経営者保証に関するガイドライン」にみる中小企

業の財務諸表の保証」においては、本ガイドラインの内容と開発の背景を明らかにするとともに、本ガイドラインの適用には、中小企業の財務諸表に対して外部の専門家（公認会計士・税理士等）による様々な検証手続きが要請されており、その中には保証業務の提供が含まれていることから、わが国の中小企業において保証業務が必要とされるようになった実務的背景とその具体的内容、およびガイドラインにおいて例示された外部専門家による検証のうち、公認会計士、税理士が実施するものを題材として、今後のわが国中小企業における保証業務のあり方について検討を行なった。

第10章、「終章 わが国における中小企業の財務諸表の信頼性付与の方向性」においては、理論としては第7章で取り上げた米国におけるSSARS、ならびに第8章で取り上げたIFACが開発したISRSを参考としながら、本研究における一貫したテーマである、職業会計人による、中小企業の財務諸表の信頼性付与の将来的な方向性に関して、総括を行なった。総括の結果、当面の措置としては、わが国においては書面添付制度を中心とした信頼性付与の方策を探っていくことで、中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与は十分その役割を果たせるものと考えられるが、理論的には諸外国で広く用いられている調整（コンピレーション）業務を軸とし、報告（レポーティング）業務という形で、中小企業経営者とそれを支える職業会計人が共同で決算書を作成したという、作成証明業務を広く一般的な形で普及させる「中小企業の財務諸表作成証明制度」を構築することが必要と思われ、また、これらの年次決算書の信頼性の付与に加え、迅速かつ正確な月次決算を中心に据え、経営計画を策定し、タイムリーに予算実績の比較をモニタリングし、中小企業の継続的な黒字化を実現していく。という、「期中管理」の視点も極めて重要であることから、中小企業の財務諸表に対する信頼性付与とは、金融機関との良好な関係を構築するという観点においては、年次の決算書の活用だけに留まらず、月次決算と未来会計である経営計画をも含む、職業会計人による総合的な支援により実現できるものと結論づけている。

論文審査結果の要旨

本研究は、その全体背景として、「中小企業の会計に関する職業会計人（税理士および公認会計士をいう）の信頼性付与の方向性とは、いかなる方向によるべきであるか」という視点のもと、わが国において、中小企業の財務諸表に対して、職業会計人が信頼性の付与を行なうことで、中小企業と金融機関の信頼関係構築をいかに行っていくべきか、という点に関し、理論および実証の両面において明らかにしている。

第1章の「序論」においては、著者は、わが国の中小企業の資金調達には直接金融中心の上場企業と異なり、ほぼ全てが金融機関による間接金融で賄われている現状をふまえ、中小企業融資実行における大きな阻害要因のひとつが中小企業の決算書の信頼性にある点を指摘し、財務諸表の信頼性を担保するためには、①中小企業向けの適正な会計基準と、②中小企業の身の丈に合った、第三者による保証業務が両輪で機能しなければならないという問題提起を行っている。そのうえで、問題提起に関する答えとして、本研究は、①わが国の中小企業会計の発展の経緯と中小企業金融における関係、②中小企業の会計に関する職業会計人の信頼性付与の方向性、③中小企業会計が金融機関との関係に及ぼす実証的検証の3つの視点から、次章以降において、検討を行うことで明らかになることを示している。

第2章の「諸外国における中小企業の会計を取り巻く問題提起」においては、英国(ICAEW)が発表した研究報告書を軸に、米国、国際会計基準審議会(IASB)、欧州会計士連盟(FEE)における中小企業会計とそれを取り巻く諸問題を比較することで、わが国における問題点との共通点と異動点を示すことで、わが国における中小企業会計制度、ならびに会計制度の信頼性を担保する監査・保証制度に関する問題点を明らかにしている。

第3章の「中小企業における会計と金融の関係性」では、金融機関が作成する実態財務諸表と中小企業の会計との関係、および期中管理(月次決算・予実管理)を活用した信頼性向上が中小企業に及ぼす効果を中心に、我が国の中小企業の会計が当初より資金調達という点を重視して構築されてきたこと、および中小企業の決算書が金融機関の審査においてどのように利用されているかを明らかにすることで、中小企業経営者と金融機関の関係性を中心に、あるべき中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性を明らかにしている。

第4章の「TKCのBASTデータを題材とした中小企業会計の導入による効果の検証」では、わが国最大の税理士・公認会計士の任意団体であるTKC全国会(会員数約1万名)を対象として、中小企業会計の導入が、中小企業の財務諸表に対し、実際にどのような効果をもたらしているのかを、中小企業会計の最大のユーザーである金融機関の視点を想定し、検証した。その結果、中小企業会計の導入は、金利と保証料率の低下をもたらす一方、有利子負債残高については、正しい中小企業の会計ルールを採用しているか否かに統計的な差異は認められず、中小企業会計の導入は、金融機関からの資金調達を金額及び、金利・保証料すべての面において、有利に進めていることが判明した。

第5章の「金融庁の「事業性評価」と中小企業会計の関わり」

では、日本での金融機関の融資審査の現場においては、事業性評価による融資が推進されるとしても、現在も、そしてこれからも、信頼性ある財務情報は極めて重要な情報として取り扱われることには変わりはなく、中小企業は、この流れに対応する形で、中期経営計画の作成、過重な負担とならないレベルの定性情報の金融機関への提供を行ない、金融機関との関係性を高めていく必要性に関し、事業性評価モデルの実例分析を通じて検証した。

第6章の「わが国の中小企業の財務諸表に対する信頼性確保の検討経緯」においては、わが国における中小企業に対する監査制度導入の歴史的経緯とその背景、また公認会計士による会計監査以外の、税理士が実施している書面添付制度や会社法に規定する会計参与制度にも触れ、わが国の中小企業においても、中小企業経営者のニーズと国際的動向をふまえ、米国等の実務において代表されるような、コンピレーションによる財務諸表の信用力向上の方策を検討すべき時期に来ており、今後、わが国固有の制度として、コンピレーションに関する新たな業務基準や実務指針等の整備を行ない、職業会計人が中小企業の財務諸表の作成に関与することで財務諸表の信頼性の付与を説いている。

第7章の「米国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与」においては、わが国における監査以外の保証領域に対する公認会計士の業務領域の拡大の可能性に関し、米国における、最新の会計とレビューサービス基準書第21号を題材として、レビュー、コンピレーションに加えて新たに示された、プレパレーション業務の内容を検討することにより、公認会計士が提供する会計関連サービスをいかに展開していくべきか、米国を事例として、その方向性を検討した。

第8章、「IFAC(国際会計士連盟)ISRS4410の概要とわが国への適用可能性」においては、IFACが2012年3月に公表した、国際関連サービス基準第4410号(改訂)の内容とその制度的背景、米国におけるSSARSとの異同点を明らかにするとともに、今後想定されるわが国への適用可能性を検討し、わが国における基準化の必要性は、職業会計士の法的防衛の必要性と、国際的な基準化への対応という点に集約されることを明らかにしている。

第9章の「「経営者保証に関するガイドライン」にみる中小企業の財務諸表の保証」においては、本ガイドラインの内容と開発の背景を明らかにし、わが国の中小企業において保証業務が必要とされるようになった実務的背景とその具体的内容、およびガイドラインにおいて例示された外部専門家による検証のうち、公認会計士、税理士が実施するものを題材として、今後のわが国中小企業における保証業務のあり方について検討を行なった。

第10章、「終章わが国における中小企業の財務諸表の信

「信頼性付与の方向性」においては、職業会計人による、中小企業の財務諸表の信頼性付与の将来的な方向性に関して、総括を行なった。総括の結果、当面の措置としては、わが国においては書面添付制度を中心とした信頼性付与の方策を探っていくことで、中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与は十分その役割を果たせるものと考えられるが、理論的には諸外国で広く用いられている調整(コンピレーション)業務を軸とし、報告(レポーティング)業務という形で、中小企業経営者とそれを支える職業会計人が共同で決算書を作成したという、作成証明業務を広く一般的な形で普及させる「中小企業の財務諸表作成証明制度」を構築することが必要と思われ、また、これらの年次決算書の信頼性の付与に加え、迅速かつ正確な月次決算を中心に据え、経営計画を策定し、タイムリーに予算実績の比較をモニタリングし、中小企業の継続的な黒字化を実現していくという、「期中管理」の視点も極めて重要であるから、年次の決算書の活用だけに留まらず、月次決算と未来会計である経営計画をも含む、職業会計人による総合的な支援により実現できるものであると結論づけている。

本研究は、会計学分野の中でも研究対象となることが少なかった中小企業分野に焦点を当てた研究であり、さらに理論を実証データで検証するという中小企業会計では新しい手法を用いて、正しい財務情報の有用性を改めて指摘し、調整という報告実務も一つの解として示している。

よって本論文は博士論文として十分にその水準を満たしており、適格と判断するものである。